



収集運搬業者・  
処分業者の  
みなさまへ

# 電子マニフェスト はじめましょう!

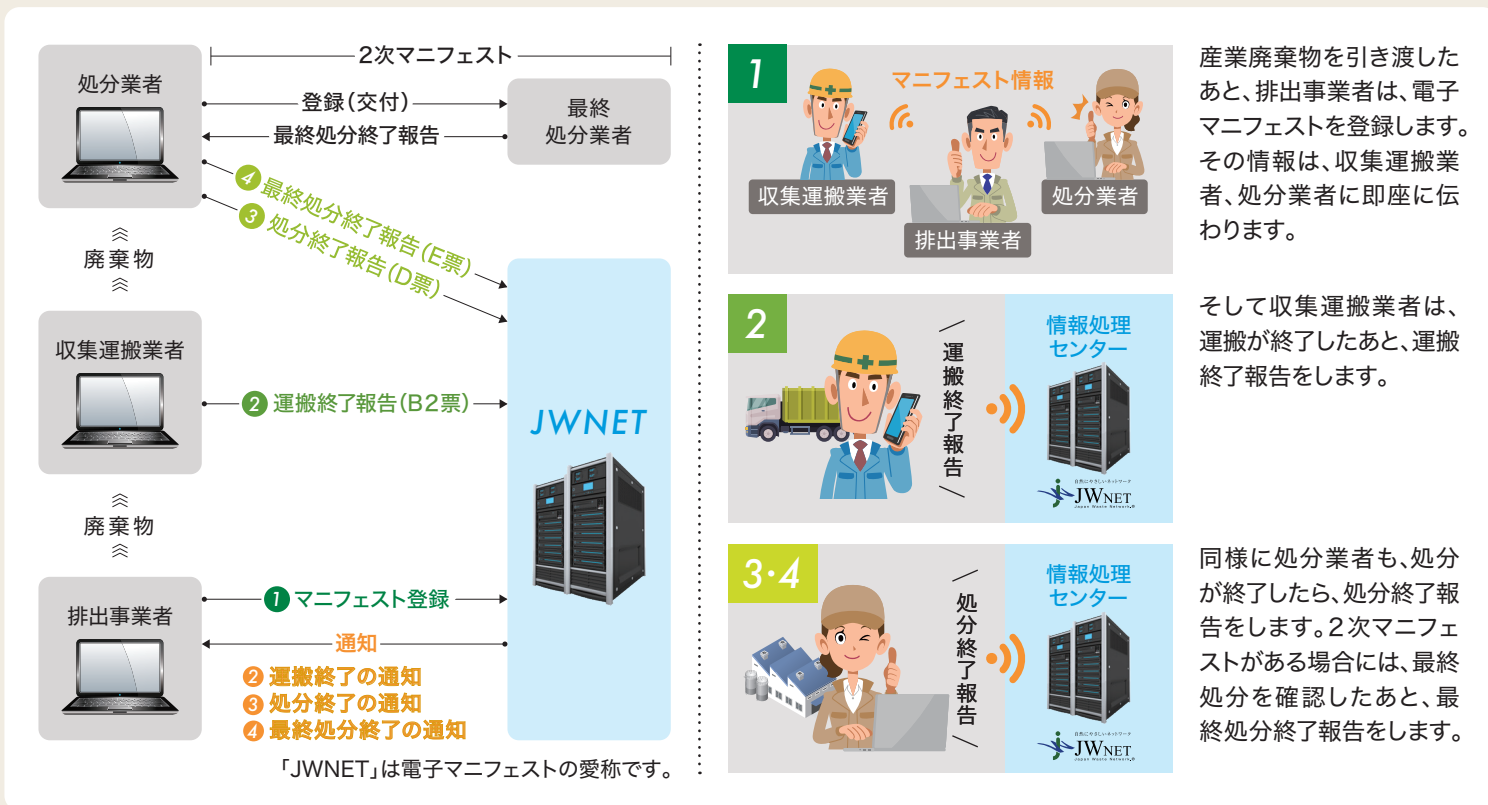
## ▶ 電子マニフェストとは...

排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の処理状況を自ら把握し、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するための「マニフェスト伝票」を電子化したものです。

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が、情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

排出事業者からの  
要請に対応!!

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、電子マニフェストの利用が義務化されており、処理を受託するには、電子マニフェストの利用が必要です。



**1** マニフェスト情報

収集運搬業者 | 処分業者

排出事業者

産業廃棄物を引き渡したあと、排出事業者は、電子マニフェストを登録します。その情報は、収集運搬業者、処分業者に即座に伝わります。

**2** 情報処理センター

運搬終了報告

JWNET

そして収集運搬業者は、運搬が終了したあと、運搬終了報告をします。

**3・4** 情報処理センター

処分終了報告

JWNET

同様に処分業者も、処分が終了したら、処分終了報告をします。2次マニフェストがある場合には、最終処分を確認したあと、最終処分終了報告をします。

## ▶ 電子マニフェスト利用のメリット

### 法律をしっかりと守れる

記載漏れや報告忘れをシステムでチェックして、うっかりミスを防ぎます。

### 費用もリーズナブル

運搬終了報告、処分終了報告は、複数の排出事業者にも何件報告しても**基本料のみ!!**

### マニフェストの保管が不要

マニフェスト情報は情報処理センターに保存されますので、伝票(収集運搬業者はC2票、処分業者はC1票)の保管は不要です。

伝票紛失の心配もありません。

### 操作が簡単・事務も効率的に

伝票(B2票、D票、E票)の返送が不要に!!パソコンやスマートフォンで簡単に運搬終了報告ができます。

マニフェスト情報はダウンロードが可能。集計作業にかかる時間を大幅に短縮できます。

操作は簡単!!

操作ビデオはこちら ▶▶▶



## 電子マニフェストを利用するには？

- 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が、それぞれJWNETに加入している必要があります。
- インターネットを閲覧できるパソコン、電子メールがあれば利用できます。
  - ・運用によってはプリンターも必要となります。
  - ・運搬終了報告、処分終了報告は、スマートフォン・タブレット端末でも可能です。

## 加入する単位は？

- 収集運搬業者  
業者単位、または支店営業所等の単位でご加入いただけます。
- 処分業者  
処分事業場の単位で加入します。同一敷地内に中間処理施設と最終処分施設がある場合は、1事業場としてご加入いただけます。  
中間処理後の残さも電子マニフェストで運用できます(2次マニフェスト登録機能)。

※排出事業者ごとに複数加入する必要はありません。

## 料金表

料金区分	収集運搬業者	処分業者※1		
		①処分 (報告機能のみ)	②処分(報告機能+2次登録機能) A料金	B料金
基本料(年額)※2	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	11円	91件目から22円 (90件までは無料)
メリットがある 年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

収集運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告は基本料のみで、何件報告しても定額です。

※1① 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金。

※1② ①の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト)する機能の料金。  
A料金、B料金を選択:年間1,381件以上2次マニフェストを登録する場合はA料金の方がお得です。

※2 基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。

年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします(利用を開始した月によって金額が異なります)。

▼ 電子マニフェストに関するお問合せはこちら ▼



サポート  
センター

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター  
**0800-800-9023** | 通話料  
無料

電子マニフェスト紹介動画 » <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/material/dvd/index.html>

フォー  
ム  
問  
合  
せ

